

アジアにおける知的財産と金融

新 阜 秀 朗*

抄 録 アジア諸国は、アメリカ、日本やEU諸国などの先進国において、知的財産のマネタイズにより如何なる経済的価値を生むことができるのかを観察し、どのように知的財産とファイナンス、ローン、バリュエーション、マネタイズを許可・規制するかについて議論する政策を打ち出している。

本稿では、「知的財産と金融」領域に関して、アジア各国のいくつかの特許庁及び金融機関において、関連する人々に対するインタビュー結果を踏まえて、各国での取り組みを紹介するとともに、現状や今後の姿についても言及する。

オンライン、オフライン、知的財産ベース支援ファンドなどいろいろなアプローチを工夫され、どの国、都市、機関が最初で最大の影響力をイノベーション促進及び有用な技術移転の実現に対して持つのかは、非常に興味深い。

目 次

1. はじめに
2. アジア各国における知的財産と金融
 2. 1 中 国
 2. 2 香 港
 2. 3 シンガポール
 2. 4 マレーシア
 2. 5 フィリピン
3. おわりに

1. はじめに

近時、アジア各国は知的財産が経済に及ぼす影響力に気づき始め、その経済的価値を、十分に認識するようになってきている。各国の目的は、イノベーションを促進し、インバウンド／アウトバウンドの双方向の技術移転を活発化し、発明・イノベーションの数を増加させ、知的財産の出願件数を増加させ、多くの仕事を創出すること、スタートアップ企業を創出し、中小企業をサポートし、ミクロ・国家的の両レベルでさらなる収益を生み出し、或いは知的財産の経済的影響力について人々を教育することにある。

アメリカとアジア諸国との間には、「知的財産と金融」のビジネスが如何に認知され、取引されるのかについて、その認識において大きな隔たりがある。この隔たりは、多くの要因の中でもとりわけ、文化的な違い、及び知的財産領域における理解、権利を執行するためのインフラ及び経験、人的資源等の違いに起因している。アメリカ特許訴訟におけるいわゆる「特許不実施主体」(NPEs)の増加は、訴訟のための金融のリベラルな使用という実践と相まって、アメリカにおける知的財産のマネタイズ¹⁾の慣行を特徴付けている。これに対して、多くのアジア諸国においてそのような行為は不適切なものと認識されるか、あるいは非合法であると考えられる。

それにもかかわらず、この領域においてある動きが見られるようになってきている。アジア諸国は、アメリカ、日本やEU諸国などの先進国において、知的財産のマネタイズにより如何なる経済的価値を生むことができるのかを観察し、

* IP NEXUS Founder and CEO Dr. Hidero NIIOKA

どのように知的財産とファイナンス、ローン、バリュエーション、マネタイズを許可・規制するかについて議論する政策を打ち出し始めており、それらを政治的・国家的に重要な案件であると認識するようになってきている。

本稿は、「知的財産と金融」領域に関して、マレーシアのMDV及びMyIPO、シンガポールのIPOS及びIPValuelab、フィリピンのIPOP HL、カンボジア知的財産局、及びいくつかの金融機関において、関連する人々に行ったインタビューに基づいている。

2. アジア各国における知的財産と金融

2.1 中国

WTOに加盟し、TRIPs条約のAnnex Cの最低限の基準を受け入れて以来、中国における知的財産に対する考え方は大きく変化している。特許、実用新案、意匠及び商標の登録件数が世界の他の国と比べても記録的な速さで伸びているだけでなく、知的財産の金融資産としての理解も急速に進展している。

上海、北京、広東、珠海などのいくつかの都市では、知的財産の商業化を支援するため、技術移転・知的財産権移転のためのオンラインプラットフォームの構築が始まっている。また、さらに私人がそれぞれプライベートな特許ファンドを作るようになってきている。例えば、(1)元Intellectual Venturesのエグゼクティブが作ったNPE、(2)Xiaomiのファウンダー・CEOであるLei Jun氏の、NPEを用いて特許をマネタイズする努力などがあり、後者はアメリカの知的財産産業とほとんど同じ手法、つまり市場参加者でないファンドが第三者から買収した知的財産を基にして侵害訴訟を起こし、目的とした市場プレーヤーからお金を集めとる手法を採っている。

同時に、いくつかの地方・地域政府はIP融

資・金融のスキームを作り、登録された知的財産を担保として認めることにより、中小企業を資金面でサポートしている。当該プログラムにおける貸し手は大抵地域政府であるが、時にはプライベートな金融機関が参加することもある。すべての事例において知的財産は担保とされ、全額請求ローンのデフォルトの場合、貸し手は知的財産をマネタイズすることで回収する。多くの参加者のフィードバックによれば、知的財産の価値を適切に評価することの難しさから、これを収益性のあるビジネスにすることは困難であるという指摘がある。

とはいえ、SIPO(中華人民共和国国家知的財産事務所, the State Intellectual Property Organization of the People's Republic of China)によると、「2014年度、中国は489億元(79億米ドル)を特許権によって担保し(これは92.5%の上昇である)、519億元(81億米ドル)を8,721件の商標権によって担保し、26.25億元(4.1億米ドル)を著作権によって担保した。」とあるように、知的財産融資がすでに中国経済に一定の影響を与えており、これは注目に値する²⁾。

例えば、ナスダックに上場している江蘇省のSutor Technology Group Limitedは、ローンやその他の形態のファイナンスを有望な貸し手から受けるために、中国の鑑定士から、自社及び子会社の知的財産ポートフォリオに1.13億ドルの評価を受けた。興味深いことに、Espacenet及びUSPTO.govで検索してもSutor Technology Group Limitedや関連会社のものは出てこないことから、彼らのポートフォリオのどの知的財産も、国際的なポートフォリオではないように思われる。

他のとりわけ興味深い知的財産金融取引は、Quanlin Paperで報告されている。それによると、山東省の企業が79億元(約12.3億米ドル)の担保付きローンを受けているとSIPOに登録されている。このローンは国家開発銀行(“China

Development Bank”)率いるコンソーシアムより受けた110件の特許及び34件の商標に基づいている。

かなりの金額の担保が中国の知的財産に基づいて提供されていることは、注目に値する。実際、Sutor Technologyの鑑定士が知的財産の価値はグローバル基準・国際基準で決められていると述べていることに鑑みると、これらの中国の知的財産ポートフォリオが如何に評価をされているのか調べることは、興味深いことであろう。

2. 2 香 港

香港は、長い間地域的にもグローバルにも、金融取引の重要なハブであり、先物商品取引の重要な拠点として機能してきた。そして近年の香港政府は、「知的財産取引の全アジアにおけるハブ」になるべく後述のシンガポールとの競争を繰り広げている。香港の人々は、コモディティやストック、オプションなど他の金融商品と同じく知的財産も取引の対象となりうることを、理解するようになってきた。政府は2011年より「知的財産取引」イニシアチブを推し進めている。

上記のような流れの中、2013年12月、香港は、イベントや展示会の運営者として知られているHKTDC(香港取引開発委員会, “Hong Kong Trade Development Council”)に, Asiaipex.comと呼ばれる「知的財産取引のハブ」を設立することを要請した。Asiaipex.comは大学や研究機関等の他の機関における25,000件もの知的財産を資産としてリストアップし、「最初で最大のアジアにおける知的財産取引のハブ」であると主張した。それは、香港の経済取引省 (“the Ministry of Economy and Trade of Hong Kong”) 所轄の知的財産本部 (“the Intellectual Property Department of Hong Kong”) によっても支持されている³⁾。

2012年末より香港は知的財産の評価及び取引

のプログラム等のいくつかのイニシアチブを開始している。最も重要なこととして、香港は単なる知的財産「登録」国でなく、知的財産「審査」国になることを意図し始めている。従って、香港政府はインフラ構造全体の計画及び適用に対するプライベートなリーガルプラクティスに関して入札を行い、これを法律事務所Bird&Birdが落札した。

これまで、知的財産融資に関わるプログラムは存在しておらず、そのようなプログラム（後述のマレーシアやシンガポールのものと類似したもの）が実施されるのかどうか、されるとすればいつなのか、その見通しは立っていなかった。そのため、香港の知的財産評価において、当該問題を扱う委員会が設立されたこと以外に、如何なることが成し遂げられているのかは不明であった。

何人かのアメリカの訴訟エキスパートは香港を訪れ、訴訟ファンドを立ち上げようとしたが、現時点では、香港において訴訟ファンドは法的に認められていない。そのため、いくつかの法律事務所が将来の法改正を期待しているに留まっている。

コモン・ロー上の訴訟援助の犯罪は、これまで香港知的財産部門のディレクターであるPeter Cheung氏によって、「依然として問題なし」と考えられていた。2013年、それを行った弁護士は禁錮刑に処された。背景事情は、以下のように説明されている。「訴訟援助とは、訴えに出た当事者（申立人）及び第三者（大概が弁護士）の間における、勝訴金額の数%を報酬として訴訟に融資・訴訟実行をすることを約する契約である。コモン・ロー上、これは訴訟を誘発するとして非合法とされた。」

2. 3 シンガポール

シンガポールは、アジアにおける「知的財産取引」のリーダーになるべく努力してきた。い

いわゆる「知的財産ハブマスタープラン」が2013年末に実行に移され、IPOS（シンガポール知的財産庁、Intellectual Property Office of Singapore）の下にいくつかの組織を設立した。それらは、IP Academy、知的財産の商業化を促進するIPValueLab、ワンストップの知的財産サービスを提供するIP101等を含んでいる。プラン全体の実行は、2016年までに完了される予定である。

シンガポールはまた、単なる登録国から全方向的な知的財産審査国へとその地位を大きく変えることに成功した。シンガポールは、審査官を様々な国の知的財産を扱う官庁に訓練のために送っている。このことは、シンガポールが研究開発の成果を押し出して国内経済に35億米ドルを還元していることを考えれば、よく理解できる。シンガポールはスタートアップ企業にとって、ベンチャーキャピタルへの容易なアクセスや政府支援、低い法人税だけでなく、イノベーションに関わる才能へのより容易なアクセスを求めて、他のアジア諸国（日本など）からの移転先となっている。

シンガポールはまた、知的財産ハブマスタープランの枠組の中で、知的財産取引、知的財産評価及び知的財産融資のトピックスを強調している。

特に、後述のマレーシアで約2年前の2014年に開始されたプログラムに続いて、シンガポールにおいても知的財産融資プログラムはパイロットプロジェクトとして存在していた。1億シンガポールドル（約7,100万米ドル、2015年12月4日時点）の知的財産金融スキームが、地元ビジネスが銀行ローンの担保として彼らの特許を用いることを支援するために打ち出された。このファンドは、2016年4月までIPOSの規約の下で利用可能である。

マレーシアの知的財産ローンプログラムとの違いは、このシンガポールのプログラムでは3

行の地元銀行（United Overseas Bank (UOB) Ltd., Oversea-Chinese Banking Corporation (OCBC) Ltd., DBS Bank Ltd.）が関わっていることである。CitiやStandard Chartered等の外資銀行は、それらがシンガポールに地域本部を置いているにも関わらず、プログラムに招かれてはいない。

ローン希望者は地元銀行に直接赴き、IPOSに関する手短な説明の後、金融、クレジット、その他のデューデリジェンス関連の書類などの申請書を記入する。マレーシアと異なり、シンガポールにおいては貸し手として政府系ファンドの全面的かつ直接的関与が無く、申請のためにローン希望者は単一のファンド（MDV等）に直接赴くことができないため、この手続が必要となる。シンガポール金融機関のマネージングディレクターによれば、銀行により定められる利率は、これらの資産の無体性、及びリスクのために、高くなる。全額請求ローンの認可はさらにビジネス指向のアセスメントに基づくので、さらに厳しくなる。マレーシア政府と同じく、利率に補助金は付与されず、市場レートに傾いていく。現在、不動産担保の実体資産に対する平均レートは、15%である。

IPOS金融スキームの中には、地元シンガポール銀行がいくらまでの融資を行うかについては特定の指針はない。上述したマネージングディレクターによれば、申請者がその特許に対し100万シンガポールドルの評価を得た場合、200万シンガポールドルの全額担保のためには、100万シンガポールドルの価値のある実体資産を提供せねばならないとされている。この例では、3行の地元金融機関は25%まで、すなわち50万シンガポールドルまでローンを提供できる。それまでに、評価のためのコストは4万シンガポールドル以上となり、IPOS基準で80時間分以上の労働価値に該当する。

ローンの回収失敗の損失は、地元銀行と政府

の間で分割されると言われている。

さらに、IPValueLab代表のMichelle Tan氏によれば、ローン希望者は認可された特許を保有している必要があり、商標権や著作権等他の知的財産は除外されている。加えて、それは実務的には一件の登録された特許ではなく複数でなければならず、このことが個人発明家、スタートアップ企業、中小企業にとっての障害となっている。この種のローンはシンガポールで設立された会社でなければ受けられず、外国企業はシンガポールで新会社を設立することになる。興味深い問題は、資金繰りが上手くいっておりいくつかの特許を保有している特許不実施主体が、この知的財産ローンプログラムの要件を満たしている場合、プログラムに適合するの否かである。

興味深いことに、「知的財産評価者」に関しては、現時点ではIPOSの裁量の下で3つの公的に認可された機関（Conсор Intellectual Asset Management, Deloitte & Touche Financial Advisory Services Pte Ltd., Duff & Phelps Singapore Pte Ltd.）があり、このプロセスは、現時点で23の「知的財産評価者」が特定されているマレーシアと完全に異なっている。これらの評価企業は、主に、会計の視点に注目している。如何なる戦略コンサルタント、テクノロジーエキスパート、弁護士、弁理士、投資専門家も言及されていない。シンガポール金融機関のマネージングディレクターによれば、知的財産評価の他のステークホルダーもこの3つの機関から直接選ばれている。

また、これら3つの機関の何人かのマネージングディレクターは、例えば知的財産金融等の、IPOSの関連委員会に参加している。もし他の評価者IPOSの下で認可を受けたい場合は、少なくとも5年の特許評価の経験を持ち、売上が最低500万シンガポールドル（約350万米ドル）の企業の評価経験があり、最低でも100万シン

ガポールドルの価値のある知的財産評価を経験しており、最低でも100万シンガポールドル（約71万米ドル）の売上がある必要がある。IPOSの時間あたりの評価レートの平均は350~650シンガポールドル（250~465米ドル、2015年12月7日時点）である。IPOSは「成功した」応募に応じて評価補助金及びローンの100%使用を提供する。補助金は、知的財産評価コストの50%、知的財産の価値の2%、25,000シンガポールドル（約1.8万米ドル、2015年12月7日時点）のうち最低の額に制限されている。このことは、知的財産を保有しておりシンガポールでローンを申し込む企業は、シンガポールで会社設立をし、提案された会社の知的財産評価レポートのために先行して時間給ベースで支払いをするリスクを負う。これは、複数の知的財産を保有するかもしれない中小企業にとって大きい金銭的投資である。

この融資プログラムはすでに2年近く運営されており、再評価の段階にきている。これまで一件も知的財産ローンが提供されていないことから、このプログラムに変更が加えられたり、完全にストップしたりする可能性もある。

知的財産マーケット（知的財産資産の取引市場）に関しては、IPValueLabディレクターのMichelle Tan氏は、知的財産の利用者と知的財産権の保有者を助けるためのいくつかのツールについて、2016年末までに案がまとまるだろうと述べている。

2.4 マレーシア

香港及びシンガポールと並び、マレーシアも、知的財産に関する意識向上に力を入れており、イノベーションやグローバルな技術移転を促進している。

現在、マレーシアは知的財産評価及び知的財産商業化に注力している。マレーシア知的財産オフィス（Malaysia's Intellectual Property

Office, “MyIPO”) のディレクタージェネラルであるShamsiah Kamaruddin氏によれば、MyIPOは2010年に金融庁より知的財産金融をサポートするためのすべての準備をするようにとの命を受けた。それは、中小企業及びスタートアップ企業の更なる発明及びイノベーションの鍵となることが期待されている。最初の一步として、MyIPOが知的財産評価に注力し、マレーシアにより多くの「知的財産評価者」を生む環境を作ることが大切であった。

これまでMyIPOは、2年に1度のグローバル知的財産評価カンファレンス (the Global Intellectual Property Valuation Conference, “GIPVC 2015”) と呼ばれるイベントを2度クアラルンプールにて開催している。このように、政府は、より多くの知的財産評価者を育てるため、例えばイギリスやオーストラリアから専門家を集めるために、MyIPOに教育プログラムを世界取引機関 (“the World Trade Institute”) とともに実行する権限を与えている。MyIPOは会計企業だけでなく、弁護士や弁理士、技術者、投資専門家や戦略コンサルタント等、他の重要なステークホルダーを集め、知的財産評価の適切な理解を目指している。すでに、23の知的財産評価者が認可されている。

他に、MyIPOは2014年6月に、IPRマーケットプレイスポータルと呼ばれる知的財産取引のためのオンライン市場を立ち上げた。

マレーシア政府の他の施策は、マレーシア負債ベンチャー (“MDV”) が実現した知的財産金融スキーム (“IPFS”) があり、これはMyIPOとは全く別の機関である。MDVはMinister of Finance Inc., Malaysiaの子会社であり、Minister of Finance Inc., Malaysiaは2003年に情報コミュニケーション技術 (“ICT”) への投資から2003年に創業し、2008年にバイオテクノロジーに拡大、2011年にグリーンテクノロジーにも進出した。全体のファンド規模は40億マレ

ーシアリングット(約9億5,300万米ドル)で、上記の領域に融資をしている。これまで、MDVは600の技術プロジェクトに融資しており、そのうち約73%は中小企業によるものである。

知的財産がいかなる種類のものであれ、またそれがいかなるステージ (つまり、出願中であるか又は登録されているか。後者が優先される。) であれ、ローン申請の資格がある。MDVから知的財産ローンを受ける前提条件は、(1) マレーシアにおいて設立された公的・私的企業であること、(2) 最低でも10万マレーシアリングット (約2.4万米ドル) の払込株式資本を保有し、(3) 5人以上の従業員がいることである。プロジェクトはICT、バイオテクノロジー、クリーンテクノロジーあるいはクリーンテクノロジーのプロジェクト及び契約に関連している必要があり、国内か国外かは問わない。

ローン利率は好意的で年2%であり、メザニンローン (中間順位の債権、例えば、ニューヨークのFortress Investment Groupによる年率20%ローンなど) としては構成されていない。

申請はMDVに直接提出される必要があり、IPFS枠組に取り込まれている地元銀行はない。申請を受け、MDVはマネジメントのビジネス/オペレーションの観点、トラックレコード、マネジメント及びオーナーの信用履歴、技術チームの専門性、経験及びプロジェクトマネジメントの履歴等を含めてデューデリジェンスを行う。法的デューデリジェンスとしては、MDVは「確かな」スポンサー及びサプライヤー契約、そして更新された法令等を確認する。さらに、金融も確認する。つまり、申請者が強いマージンを持つ実行可能なプロジェクトを持っているか、ファンド要件がプロジェクトのキャッシュフローに合っているか、企業が強い資産及びキャッシュフローに支えられているかをチェックする。金融デューデリジェンスは過去3年間の望ましくは監査された適切な資産報告書を必要

とする。

このローンは、資本支出、運転資本、技術や知的財産の取得、研究開発及び／或いはセールス・マーケティングへのファイナンスに利用可能である。

IPFSの中では、各プロジェクトに対するMDVによるコミットメントの額は、特定されていない。これまで、IPFCが融資した5,000万マレーシアリングット（約1,200万米ドル）は15件であり、それぞれ約80万米ドル助成された。それらの助成を支える知的財産は、主にソフトウェアコード及び特許である。

ローンは担保された全額請求ローンとして構成された。また、知的財産は、ローン期間内はMDVに担保として供されている必要がある、知的財産ローン希望者は知的財産の維持手数料を支払い続ける必要がある。

現在のところ、ファンドの規模は2億マレーシアリングット（約2,500万米ドル）にまで上昇した。IPSFプログラムはもともとの計画、実行では2015年12月まで有効であると予定されていた。

強い要望に応え、またMDVの良好なマネジメント及びMyIPOの強力なサポートのお陰で、IPFSプログラムはさらに2年延長され、2017年末まで継続すると見込まれている。ファイナンス評価企業であるDuff Phelpsによれば、マレーシア企業は現在53%の無体財産で構成されている。だから、MDVのIPFSプログラムの重要性は今後も高まっていくだろう。

IPFSプログラムをさらにローカル及びグローバルに促進するために、MDVは戦略的にIP Nexusと連携している。このパートナーシップは幅広いものとなるだろう。MDVは様々なプログラムやプラットフォームの支援を受け、オペレーションの射程を拡大している。

2. 5 フィリピン

フィリピンでは、フィリピン貿易産業省が設置した専門機関であるフィリピン知的財産オフィス（the Intellectual Property Office of the Philippines, “IPOP HL”）が、イノベーション及び知的財産の促進に注力している。特に、マレーシアやシンガポール、その他のアジア諸国と同様に、知的財産評価、知的財産融資、知的財産マネタイズが主な議題となっている。

2014年、IPOP HLは知的財産をマネタイズするためのオンラインのマーケットである知的財産デポ（“IP depot”）を立ち上げた。様々な議題を積極的に進めるために、IPOP HLはIP Nexusとパートナーシップを結んだ。両者は共同して知的財産融資プログラムを作成し、発明者、スタートアップ、大学、中小企業その他の企業を援助するというIPOP HLのミッションのための、知的財産マネタイズ的能力を強化することを狙っている。

3. おわりに

全体として、法律事務所Ropes Grayのマネージングパートナーによれば、ほぼ90%のケースで訴訟されるか訴訟を示唆しつつ交渉が進められるアメリカと比べ、アジアの人々はより友好的で融和的なライセンスや譲渡等による解決に関心を持っている。また、多くのアジア諸国における訴訟及び執行は依然としてあまり知られておらず、投資のリスクを評価する際に正確な予測をすることができない。

これらの相談は、一般に、各国のいくつかの知的財産評価者に行うのが有効である。しかし、そのような知的財産評価者の教育の問題が残っている。アメリカ、日本、ヨーロッパ諸国の知的財産所有者のうち一部の者は、産業化した諸国の評価者の方が、彼らの国の知的財産であれアジア諸国の知的財産であれ、より良い評価を

することができると思っています。例えば、シンガポール支社やマレーシア支社を通じて知的財産資産を所有しているアメリカ企業は、彼らの知的財産（アメリカの知的財産資産であれ現地の知的財産資産であれ）を現地の知的財産評価者とアメリカの鑑定士のどちらに評価してもらうことを好むだろうか？この件に関して、シンガポール人やマレーシア人の知的財産所有者は、彼らの知的財産の価値がより十分になることを見越して、アメリカやヨーロッパの知的財産鑑定士を好むのではないだろうか？

知的財産の価値の理解及び評価は国ごとに統一されているかが明らかでないため、これらの問題は不可避免的に発生する。今日において知的財産商業化の活動はアメリカ、ヨーロッパ、日本において最も活発である。それらの国々の専門家は、過去の広範なライセンス、訴訟、交渉活動の結果、知的財産評価及びデューデリジェンスについて最も高い専門性を持っている。そのため、多くの知的財産プレーヤーが、未発達で洗練されていない地域において良い知的財産レポートを取得できるのかについて疑問を持っている。他方、西欧諸国の評価専門家にとって、マレーシアやシンガポールの現地事情の繊細な理解を持つことも難しい。ほとんどの信頼できるエクイティ或いはリサーチレポート（例えばIDC、Gartner、投資銀行のもの）は、アジア市場をカバーしていない。

外国の評価者は必要な現地市場の理解に難を持つことから、最も十分な評価は、アメリカ／ヨーロッパの評価者とマレーシアの評価者が協働してはじめて実現できると推定することができる。しかし、このことは評価レポートの準備コストを上昇させるだろう。

オンライン知的財産マーケットの早期の作成者であったデンマークの特許事務所によれば、彼らのプラットフォームにおける活動は多くは

なく、その原因は単に知的財産の取引をするための（例えばAmazonやEbayのような）オンラインマーケットを立ち上げる場合とは異なるアプローチを必要とするからであろう。アメリカや日本などの先行国は、既にこれらのアプローチを経験し、それがいかに困難であるかを認識している。そのため先行国は、今日、わずかな知的財産しかもたず、かつ知的財産マーケットに関する運用経験にも乏しい比較的小さなアジア諸国が、知的財産取引をいまよりもっと流動的で、透明で、そしてオンラインで行うという多大なる困難に挑戦することで、知的財産取引の実情が如何に変化するのだろうかという疑問を持っている。

実際、すべてのASEAN諸国が知的財産を金融商品として取り扱うプログラムに同様の議題（知的財産評価、知的財産融資、知的財産商業化、知的財産マネタイズ等）を持つにも関わらず、各国がこれらの議題のそれぞれの項目をいつ、どのように実施するかについてまだ十分に足並みがそろっていないことは疑いない。どの国、都市、機関が最初で最大の影響力をイノベーション促進及び有用な技術移転の実現に対して持つのかは、非常に興味深い。いずれにせよ、知的財産がアジア諸国において急速に重要性を増すのを目の当たりにするのは、素晴らしいことである。

注 記

- 1) マネタイズとは、知財をお金に変えることを意味する。
- 2) SIPOの2015年5月13日の記事。
- 3) 但し、アジアでは2012年半ば頃にさらに多くの資産リストを持つ取引市場が設立されていることに注意すべきである。

（原稿受領日 2015年12月25日）